

半田市オープンデータ活用推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市が保有する情報をオープンデータとして公開し、そのデータの活用を推進するために、半田市オープンデータ活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) オープンデータの公開及び活用の推進に関すること。
- (2) オープンデータとして公開及び活用する情報の選定及び検討に関すること。
- (3) その他オープンデータの公開及び活用に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、デジタル課長及びデジタル課長が指名した者をもって組織する。

- 2 推進会議の議長は、デジタル課長をもって充てる。
- 3 推進会議には、必要に応じてオープンデータ、ICT、情報公開等の専門的な知識及び経験を有した専門家をアドバイザーとして置くことができる。
- 4 推進会議には、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、企画部デジタル課にて行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。